

電子提供措置の開始日2025年12月1日

## 第33回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

### 事業報告

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

### 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

アクセルマーク株式会社

## 1. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2025年9月30日現在)

2022年5月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第25回新株予約権

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 100,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 500円
新株予約権の行使時の払込金額	366円
新株予約権の行使期間	2024年1月1日～2028年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 366円 資本組入額 183円
新株予約権の行使の条件	(注)
役員の保有状況  (監査等委員である取締役を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名

(注)新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、2023年9月期から2025年9月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高及び当期純利益の額が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。当期純利益の額の判定においては、本新株予約権にかかる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算する。

(i) 判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が1億円を超過した場合

権利行使可能割合 50%

(ii) 判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が2億円を超過した場合

権利行使可能割合 100%

なお、上記における売上高及び当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権行使する権利を喪失する。
- (i) 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (ii) 甲または甲の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や甲または甲の関係会社に対する背信行為があつた場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
  - (iii) 甲または甲の関係会社の業務命令によらず、もしくは甲または甲の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、甲または甲の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
  - (iv) 甲または甲の関係会社に対して損害またはそのおそれを持たした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当ないと取締役会が認めた場合
  - (v) 死亡した場合
  - (vi) 甲または甲の関係会社の承諾を得て、甲所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

#### 2023年8月24日開催の取締役会決議に基づき発行した第26回新株予約権

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 当社執行役員 当社従業員	1名 1名 4名(注)2	
新株予約権の数	当社取締役 当社執行役員 当社従業員	1,000個 1,000個 1,250個	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社取締役 当社執行役員 当社従業員	普通株式 100,000株 普通株式 100,000株 普通株式 125,000株	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	192円	
新株予約権の行使時の払込金額		240円	
新株予約権の行使期間		2025年1月1日～2029年3月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 資本組入額	240円 120円	
新株予約権の行使の条件	(注)1		
役員の保有状況	取締役 (監査等委員である取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2,000個 200,000株 2名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2024年9月期から2028年9月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載された営業利益、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）に記載された減価償却費及びのれん償却費から求められるEBITDAが次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
- (i) 判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが1億円を超過した場合  
権利行使可能割合 50%
- (ii) 判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが2億円を超過した場合  
権利行使可能割合 100%
- なお、上記におけるEBITDAは営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2年を経過する日までの期間において、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であった場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
- (i) 禁錮以上の刑（禁固刑及び懲役刑が拘禁刑に一本化された場合は、拘禁刑以上の刑。）に処せられた場合
- (ii) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があつた場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合
- (iii) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをおもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
- (iv) 死亡した場合

(v) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(注) 2. 付与対象者の区分及び人数

取締役の就任により、当事業年度末日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員4名となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2016年4月14日開催の取締役会決議に基づき発行した第15回新株予約権

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名(注) 2
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 300,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 600円
新株予約権の行使時の払込金額	1,175円
新株予約権の行使期間	2017年12月31日～2026年5月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,175円 資本組入額 588円
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(ただし、取締役会により適切に調整されるものとする。)に20%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額(ただし、取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (i) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (ii) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (iii) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (iv) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記①に該当する場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (v) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(注) 2. 付与対象者の区分及び人数

取締役の退任により、当事業年度末日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役0名となっております。

2021年3月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回無担保転換社債型新株予約権

新株予約権の数	49個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 3,665,200株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 22,290,400円
新株予約権の行使時の払込金額	298円
新株予約権の行使期間	2021年4月28日～2025年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 298円 資本組入額 149円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

2021年3月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第23回新株予約権

新株予約権の数	50,340個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 5,034,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使時の払込金額	298円
新株予約権の行使期間	2021年4月28日～2025年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 298円 資本組入額 149円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

2024年2月21日開催の取締役会決議に基づき発行した第28回新株予約権

付与対象者の区分及び人数	当社社外取締役 1名(注) 2
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 100,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり 600円
新株予約権の行使時の払込金額	280円
新株予約権の行使期間	2026年1月1日～2030年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 280円 資本組入額 140円
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2025年9月期から2029年9月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載された営業利益、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）に記載された減価償却費及びのれん償却費から求められるEBITDAが次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
  - (i) 判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが1億円を超過した場合  
権利行使可能割合 50%
  - (ii) 判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが2億円を超過した場合  
権利行使可能割合 100%
 なお、上記におけるEBITDAは営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2年を経過する日までの期間において、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であった場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
  - (i) 禁錮以上の刑（禁固刑及び懲役刑が拘禁刑に一本化された場合は、拘禁刑以上の刑。）に処せられた場合
  - (ii) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があつた場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合
  - (iii) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをおもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
  - (iv) 死亡した場合
  - (v) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(注) 2. 付与対象者の区分及び人数

取締役の退任により、当事業年度末日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役0名となっております。

2024年10月24日開催の取締役会決議に基づき発行した第30回新株予約権

新株予約権の数	29,034個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 2,903,400株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 55円
新株予約権の行使時の払込金額	117円
新株予約権の行使期間	2024年11月12日～2027年11月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 117円 資本組入額 59円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

## 2. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案に上程する方針です。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

[1] 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、内部統制システムを構築しております。

## (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、役職員に法令・定款・社内規程・行動規範・社会倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス委員会を組織し、代表取締役が委員長を務める。代表取締役は社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、事務局員に適宜指示を行い、コンプライアンスを遵守する風土の醸成を図る。
- ② コンプライアンス事務局は、全社のコンプライアンスプログラムの構築・維持・管理及びコンプライアンスプログラムに関わる役職員への研修・監査を行う。
- ③ 役職員は、職務権限規程、業務分掌規程等、社内諸規程を遵守し適切な職務執行に努める。
- ④ 当社は、社内通報窓口として「アクセルマークグループヘルプデスク」を設置し、法令違反・倫理違反の早期把握を図る。
- ⑤ 内部監査室は、監査等委員会と連動して、常時社内における役職員の業務執行を監査し、法令・定款・社内規程・社会倫理に違反する行為の把握に努める。もし、当該違反行為を発見した場合、速やかに取締役、監査等委員会に報告の上、是正を図るとともに、再発防止策を考案・実施する。
- ⑥ 当社は、企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局・顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を遮断する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、法令・定款・社内規程に基づき、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。
- ② 取締役は、社内規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧することができるものとする。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営リスクを管理するため、取締役会は中期経営計画を策定・決議し、当該計画に基づき、毎期首に単年度事業計画及び予算を策定・決議して投下資本配分を決定するとともに、予算の達成状況を常時注視し、業績の進捗状況を厳格に管理する。また、部門を担当する取締役が、さらに予算を部門部署毎に細分化の上、部署管理者に予算管理の意識を教育・指導し、部門の細部に至る管理を実施する。
- ② 法令遵守に関するリスクについては、前述(1)のとおり。

③ 情報セキュリティに関するリスクを恒常に管理するため、既に当社が認証を受けている情報セキュリティマネジメントシステム（※）の継続的改善を行う。そのため、取締役から最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という）を選任する。

当該CISOは、社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、当該事務局員とともに研修・監査を行い情報セキュリティマネジメントシステムの徹底を図る。

※ISO/IEC27001：2013認証

認証登録番号：IS508638

④ 財務報告に関するリスクは、財務担当取締役が、法令及び社内規程に基づき重要な会計に関わる事項を特定して取締役会に諮り、意思決定を得て適正な開示を行う。また重要な会計に関わる事項については、適宜監査法人等の社外専門家の監査及び監査等委員会の監査を受け、リスクを管理する。

⑤ 危機管理については、発生した危機に応じて代表取締役、もしくは部門を担当する取締役を代表としてプロジェクトチームを組織し、かつ、当該取締役自ら指揮して速やかに対処し、危機の早期収束を図る。

⑥ 代表取締役は、役職員に内部監査室の重要性を周知徹底させ、損失の危機を認識した場合には、直ちに内部監査室もしくは監査等委員会に報告するように指導する。

⑦ 内部監査室は、厳格に監査を行い、損失の危険を早期に発見するように努め、当該危険を発見した場合は、速やかに取締役会、監査等委員会、該当部署に通知し、危機の早期収束を図る。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

① 取締役会規程に基づき、原則月1回取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役相互の職務執行を監督する。

② 取締役会において中期経営計画を決議し、当該計画に基づきされた単年度事業計画に従い、各取締役が業務を遂行する。

③ 取締役の日常の職務執行を効率的に行うため、職務権限規程、業務分掌規程等において職務権限及び責任を明確化し、正確かつ迅速な職務執行を行う。

#### **(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

① 当社は、グループ会社の代表者において実施する月次会議において経営状況及び経営指標、その他発生もしくは発生が予想される損失を適切に報告し、重要な意思決定については付議を行う等、グループガバナンスの遵守に努める。

② 当社の内部監査室は、子会社のコンプライアンス担当者と定期的に協議の機会を設け、グループ全体のコンプライアンス推進を図る。

- ③ 当社のＩＲ及び広報担当者は、子会社の担当者と定期的に協議の機会を設け、情報の共有を図るとともに、グループガバナンスの向上を図る。
  - ④ 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。
  - ⑤ 子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業の状況について定期的に報告を受け、かつ、重要事項については事前協議を行う。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用者（以下「補助使用者」という）については、監査等委員会の依頼により、取締役との協議により決定する。
  - ② 補助使用者は、監査等委員会が要望する事項について内部監査を行い、その結果を当該監査等委員会並びに取締役会に報告する。
- (7) 前記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前記(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 補助使用者は、監査等委員会の補助業務を遂行する限度において、当該監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員以外の取締役の指揮命令が、監査等委員会の補助業務に反し、又は阻害するものである場合には、当該指揮命令に従う義務を負わないものとする。
  - ② 補助使用者の人事異動に関しては、予め監査等委員会の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用者が監査等委員会に報告するための体制、他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社は、監査等委員会規則を定めて、監査等委員会の監査権限を役職員に明確化する。また、当該権限を監査等委員会が行使する場合は阻害することなく適切に監査に協力する。
  - ② 取締役は、以下に定める事項を認識した場合、速やかに監査等委員会に報告しなければならない。
    - ア. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - イ. 重大な法令・定款・社内規程違反
    - ウ. その他コンプライアンス上、重要な事実
  - ③ 取締役会は、毎月の経営状況、経営指標を監査等委員会に報告しなければならない。
  - ④ 役職員は、前記②に関する重大な事実を認識した場合、直接監査等委員会に報告することができる。

(9) 前記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告をした当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務執行で生ずる費用の前払い又は支出した費用の弁済処理を速やかに行う。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、必要と認識する場合はいつでも役職員に対してヒアリングを行うことができる。
- ② 監査等委員会は、前記(8)②に定める事項を認識した場合、自らの判断で弁護士、公認会計士等、社外の専門家と協議することができる。

**【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社の業務の適正を確保するため、社内諸規程を制定し、社内通報窓口として「アクセスマークグループヘルプデスク」を設置しております。また、内部監査室は、監査等委員会と連動して、当社の役職員の業務執行を監査し、その内容を取締役に報告しております。さらに、当社の役職員に対し、定期的にコンプライアンスに関する教育と研修を実施し、当社のコンプライアンス推進を図っております。

当社は、代表取締役社長自らによるモニタリングのほか、監査等委員会、内部監査室による業務監査、監査法人による会計監査を通じて適時に情報共有することで、前記【1】の内部統制システムの運用が適切に行われていることを確認する体制を構築しております。この体制が企業としてのリスクの発現を未然に防止することに貢献しているものと判断しております。

**【3】反社会的勢力に対する基本方針**

**(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社は企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を遮断します。

## (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

法務担当者を反社会的勢力に対する専任担当者と位置づけ、反社会的勢力排除の体制を構築しております。具体的には、当該担当者を中心に警察、弁護士等との連携を強化、反社会的勢力に係る情報の収集及び報告体制の構築、役職員への研修を実施し、社内において反社会的勢力排除の風土を醸成しております。

## (3) 外部専門機関との連携状況

緊急時に備え、専任担当者を通じ所轄警察担当者との関係を構築いたします。また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等、関係団体との関係も強化してまいります。

## 4. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、業績に応じた安定的な配当を行うことを利益配分に関する基本方針としております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、配当の決定機関を取締役会としております。毎事業年度における配当の回数は、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、必要に応じた配当回数増加にも柔軟に対応できるよう、期末配当の他にも基準日を定めて配当を実施することができる旨を定款に定めております。

当期（2025年9月期）の配当につきましては、業績を勘案し、収益基盤の確立に向けた適切な投資を行い、利益体質を構築する必要性があると判断したことから、無配とさせて頂きました。

事業展開の状況を勘案し、安定的な収益確保ができたタイミングでの復配の実現を目指してまいります。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	61,145	885,841	△490,989	△25	455,972
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△763,131		△763,131
新株の発行 (新株予約権の行使)	566,203	566,203			1,132,406
連結範囲の変動			△1,101		△1,101
持分法の適用範囲の変動			△30,701		△30,701
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	566,203	566,203	△794,934	-	337,471
当 期 末 残 高	627,348	1,452,044	△1,285,924	△25	793,443

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,954	2,954	8,185	467,112
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△763,131
新株の発行 (新株予約権の行使)				1,132,406
連結範囲の変動				△1,101
持分法の適用範囲の変動				△30,701
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	385	385	△256	128
連結会計年度中の変動額合計	385	385	△256	337,600
当 期 末 残 高	3,340	3,340	7,929	804,712

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前事業年度において、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。また、当連結会計年度においても、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。このような状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の対応策に取り組んでまいります。

#### (1) 利益確保の体制の強化

各取引について精査を行い、継続的に売上原価の低減を図り、利益率の向上に取り組んでまいります。また、随時販売費及び一般管理費の見直しを実施し、販売費及び一般管理費の削減を推進し、利益の確保に努めてまいります。

#### (2) 資金調達

当社は、「重要な後発事象に関する注記（第三者割当による第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権の発行並びに第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額の調整）」に記載のとおり、2025年11月19日付でCantor Fitzgerald Europeに対して第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行いたしました。今後、本新株予約権が行使された場合には、総額1,446百万円を調達できる見込みであります。

なお、調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出（第31回新株予約権（行使価額修正条項付）については、当初行使価額に基づき行使されたと仮定して算出）された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少いたします。

#### (3) 収益構造の改善

当社グループは、トレカ事業およびヘルスケア分野を基盤としたビューティー＆ウェルネス事業を新たな事業の柱として育成し、事業全体を高利益率の事業構造へ転換していくことを成長戦略としております。

トレカ事業においては、旗艦店の更なる事業拡大に加え、完全子会社化した株式会社craftyおよびスパイラルセンス株式会社とのシナジーを創出し、実店舗、EC、開発機能を一体化した体制を構築することで、事業基盤の強化を進めてまいります。

また、ビューティー＆ウェルネス事業においては、化粧品自社ブランドの立ち上げや、韓国とのトレンドサブリメントを取り扱う事業会社への戦略的出資などを通じ、これまで推進してきた「病気を発見・治療」を主眼とするヘルスケア事業を基盤に、新たな成長分野である「ビューティー＆ウェルネス」分野の収益拡大を図ってまいります。

さらに、M&Aおよび資本業務提携を含めた戦略的な拡大を通じて、事業ポートフォリオの多角化と競争力の強化を進め、グループ全体として持続的な収益構造の改善と企業価値の向上を実現してまいります。

しかしながら、上記対応策は実施途上にあり、効果を得ることができない可能性も想定されること、また、新株予約権の行使による資金調達は未確定であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社crafty

スパイラルセンス株式会社

アクセルメディカ株式会社

連結の範囲の変更

前連結会計年度において非連結子会社であったアクセルメディカ株式会社は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2025年4月25日付でスパイラルセンス株式会社の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

2025年2月5日付で株式会社craftyの株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 2社

会社の名称

Ascella Biosystems, Inc.

Ascella Bio JAPAN 株式会社

持分法の範囲の変更

当連結会計年度より、Ascella Biosystems, Inc. およびAscella Bio JAPAN 株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式craftyの決算日は1月31日であります。連結計算書類を作成するにあたって、7月31日の決算を基礎として連結決算を行っております。スパイラルセンス株式会社の決算日は2月28日であります。連結計算書類を作成するにあたって、8月31日の決算を基礎として連結決算を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については下記のとおりであります。

建 物：8～18年

工具、器具及び備品：4～15年

無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づいております。

③ 棚卸資産の評価方法

商品及び製品

主として個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間（5年）に応じて均等償却しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

広告事業

広告事業では、インターネット広告媒体（掲載メディア）をネットワーク化の上、広告主に当該ネットワーク内の広告枠を販売するアドネットワークサービス「ADroute」及び他社サービスを用いた広告運用等の代行サービス「トレーディングデスク」を提供しており、広告主との契約に基づいた広告運用、クリエイティブ制作（バナーや動画広告など）やデータ運用を行う履行義務を負っております。

履行義務は、主に広告が広告媒体に表示、もしくは配信された広告がクリックされた時点、制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

なお、財又はサービスの提供における広告運用等の代行サービスを伴わず当社の役割が代理人としての機能を果たす取引においては、広告主から受け取る対価の総額から広告出稿メディア等へ支払う額を差し引いた純額で売上高を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね4ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

トレーディングカード事業

トレーディングカード事業では、商品の販売を行っております。これらの事業における商品の販売は、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
のれん 62,814千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

超過収益力であるのれんについては、事業計画の達成状況をモニタリングすること等によって、超過収益力等の毀損の有無を検討していくこととなります。減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

なお、当連結会計年度においては、のれんに減損の兆候はない判断しており、減損損失は計上しておりません。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会により承認された事業計画等を基礎としておりますが、事業計画の主要な仮定は、売上高成長率や営業利益率等の予測となっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 57,191千円

### 6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 契約解約損

データ分析基盤サービスに関する契約の見直しを行った結果、契約解約損27,584千円を営業外費用として計上いたしました。

(2) 持分法による投資損失

当社の持分法適用会社であるAscella Biosystems, Inc.について、事業環境及び業績等を勘案し、回収可能性について、慎重に検討した結果、持分法による投資損失112,608千円を計上いたしました。

(3) 商品評価損及び貸倒引当金繰入額

協業先に対する未回収債権が発生したことを受け、リスク管理の厳格化に基づき保守的に検討した結果、当該債権の回収見込みが不確定であると判断し、貸倒引当金繰入額83,732千円を特別損失として計上いたしました。また、これに伴い、当該協業先に関連する商品の評価を見直した結果、商品評価損19,403千円を特別損失として計上いたしました。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	10,646,300株	8,848,300株	-株	19,494,600株

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	33株	-株	-株	33株

### (3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,403,428株

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産を行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、資金計画に基づき銀行等金融機関からの借入や新株の発行並びに転換社債型新株予約権付社債の発行等により資金を調達することとしております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先毎に期日及び残高管理を行う体制としております。また、投資有価証券のその他有価証券及び貸付金は、四半期毎に発行体の財務状況等の把握に努めております。

敷金保証金は、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、差し入れ先毎に信用状況を確認するとともに、定期的なモニタリングを行い、信用度を個別に管理しております。

破産更生債権等は、金銭債権のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。当社グループでは、取引先毎の回収可能性について、定期的な情報収集および状況把握を行う体制を整えております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その大部分が3ヶ月以内の支払期日であります。当該債務については流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、資金繰り計画を作成すること等の方法により管理しております。

長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、将来の返済に関する流動性リスクに晒されております。当社グループでは、適時に資金計画を作成・更新すること及び金融機関との安定的な取引関係の維持により、流動性リスクの管理を行っております。

転換社債型新株予約権付社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは適時に資金計画を作成・更新することで、想定される必要な手元流動性を維持すること等により、流動性リスクの管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券	50,000	50,000	—
②長期貸付金	26,470		
貸倒引当金(※2)	△26,470		
	—	—	—
③敷金保証金	78,655		
貸倒引当金(※2)	△78,655		
	—	—	—
④破産更生債権等	13,941		
貸倒引当金(※2)	△10,941		
	3,000	3,000	—
資産計	53,000	53,000	—
①長期借入金	19,858	19,194	△663
負債計	19,858	19,194	△663

(※1)「現金及び預金」については、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「短期貸付金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「1年以内償還予定の転換社債型新株予約権付社債」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「敷金保証金」の一部については、本社執務室及び店舗の賃貸借契約に係るものであります。これらについては、退去の予定を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3)投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額34,865千円）については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## (注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券	50,000	—	—	—
長期貸付金	7,722	18,747	—	—
敷金保証金	78,655	—	—	—
破産更生債権等	12,741	1,200	—	—
合計	149,118	19,947	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	6,084	5,524	3,000	3,000	2,250	—
合計	6,084	5,524	3,000	3,000	2,250	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	—	—	50,000	50,000
資産計	—	—	50,000	50,000

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	3,000	3,000
長期借入金	—	19,194	—	19,194
負債計	—	19,194	3,000	22,194

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

その他は転換社債型新株予約権付社債であり、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

長期貸付金、敷金保証金及び破産更生債権等

連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

① 期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
期首残高	—
当期の損益又はその他の包括利益	—
購入、売却、償還	50,000
期末残高	50,000

② 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、レベル3に分類した金融商品について時価の算定に関する会計方針に従い、時価を算定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	広告事業	トレカ事業	その他	計
一時点で移転されるサービス	637,000	301,238	19,389	957,629
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	—	15,937	15,937
顧客との契約から生じる収益	637,000	301,238	35,326	973,566
外部顧客への売上高	637,000	301,238	35,326	973,566

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	65,653
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	65,772

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 40円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 49円58銭 |

## 11. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

### I. 株式会社crafty

当社は、2024年12月23日開催の取締役会において、株式会社crafty（以下「crafty社」といいます。）の全株式の取得により子会社化することに関する基本合意書の締結について決議し、2025年1月27日付で株式譲渡契約を締結し、2025年2月5日付で同社の全株式を取得し当社の完全子会社といたしました。

#### 1. 企業結合の概要

##### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社crafty

事業の内容：トレーディングカードのECサイト運営

##### (2) 企業結合を行った主な理由

crafty社は、トレーディングカードの販売業者としてECを中心にトレーディングカード事業を手掛ける会社であります。なかでも、同社が運営するECオリパサービスブランド「アイリストレカ」は、X(旧Twitter)のフォロワー数26,000件、LINE友だち登録数66,000件（2024年12月11日時点）を記録するなど高い知名度を誇り、既に多くのお客様にご満足ご支持いただいている業界有数のサービスです。

crafty社を当社の完全子会社とすることにより、当社グループが計画しておりますEC部門によるオリパ専用サイトの垂直立ち上げが可能となります。加えて、crafty社に対して、当社グループが蓄積する自動販売機データを基礎とした販売情報の提供や広告事業部門との連携によるマーケティング力強化に加え、オンライン領域の自動販売機・店舗、オンライン領域のECサイト・オリパ専用サイトの4つの販売チャネルのシームレスな連携によるクロスセルの強化など、さまざまな事業シナジーによる事業拡大を図ることが可能となると考えております。

##### (3) 企業結合日

2025年2月5日（株式取得日）

2025年1月31日（みなし取得日）

##### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

##### (5) 結合後企業の名称

変更ありません。

##### (6) 取得した議決権比率

100%

##### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社グループが現金を対価として株式を取得することによるものです。

#### 2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年2月1日から2025年7月31日

#### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 110,000千円

取得の原価 110,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザリー費用等 8,332千円

5. 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれんの金額

44,481千円

(2)発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3)償却方法及び償却期間

5年間にわたる定額償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 66,008千円

固定資産 12,061千円

資産合計 78,070千円

流動負債 10,846千円

固定負債 1,705千円

負債合計 12,552千円

## II. スパイ럴センス株式会社

当社は、2024年12月17日開催の取締役会において、スパイ럴センス株式会社（以下「スパイラルセンス社」といいます。）の全株式の取得により子会社化することに関する基本合意書の締結について決議し、2025年4月17日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月25日付で同社の全株式を取得し当社の完全子会社といたしました。

### 1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：スパイ럴センス株式会社

事業の内容 : ゲーム・アプリ開発、XR開発、WEB制作/システム制作

(2)企業結合を行った主な理由

スパイ럴センス社は、ゲーム・アプリ開発、XR開発、WEB制作/システム制作など主にエンターテインメント分野において多くの開発実績を有している会社であります。同社を当社の完全子会社とすることにより、当社グループトレカ事業においてエンターテインメント分野での知見を活かしたEC開発領域での連携や拡大が可能となると考えております。また、当社グループ事業を支えるエンジニア部門の開発保守運用力の強化を図るとともに、スパイ럴センス社が保有する労働派遣事業許可や有料職業紹介許可を活かしたエンジニア領域の人財サービス等の検討など、当社グループ全体の業績基盤の強化を図ができるものと見込んでおります。将来的には「マーケティング支援」を行う当社グループ広告事業において、スパイ럴センス社が持つゲームを中心とした「エンタメコンテンツ制作機能」が新たに加わることで、現在の当社グループ広告事業が強みとしている「電子書籍」「ゲーム」領域に対して、さまざまな支援が可能となると考えております。

(3)企業結合日

2025年4月25日（株式取得日）

2025年5月31日（みなし取得日）

(4)企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式取得

(5)結合後企業の名称  
変更ありません。

(6)取得した議決権比率  
100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社グループが現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間  
2025年6月1日から2025年8月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳  
取得の対価 現金 36,000千円  
取得の原価 36,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザリー費用等 3,040千円

5. 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間  
(1)発生したのれんの金額

23,979千円

(2)発生原因  
主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3)償却方法及び償却期間  
5年間にわたる定額償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
流動資産 46,913千円  
固定資産 15,381千円  
資産合計 62,295千円

流動負債 28,896千円  
固定負債 21,379千円  
負債合計 50,275千円

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権の発行並びに第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額の調整)

当社は、2025年10月30日付の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europeを割当予定先とする第31回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本修正型新株予約権」といいます。）の発行及び第32回新株予約権（以下「本固定型新株予約権」といって、本修正型新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下「本第三者割当」といいます。）を決議し、2025年11月19日に本第三者割当に関する払込が完了いたしました。

また、これに伴い、第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額が調整されることになりました。

I. 本第三者割当

1. 本修正型新株予約権の発行の概要

①	割当日	2025年11月19日
②	新株予約権の総数	129,350個（新株予約権1個につき100株）
③	発行価額	総額12,288,250円（新株予約権1個につき95円）
④	当該発行による 潜在株式数	12,935,000株（本新株予約権1個につき100株） 本修正型新株予約権の上限行使価額はありません。 下限行使価額は54.0円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
⑤	調達資金の額	総額1,279,918,250円（差引手取概算額1,265,918,250円）（注）
⑥	行使価額	当初行使価額は98円とします。 2025年11月21日以降、本修正型新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「新株予約権修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の東証終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「新株予約権修正日価額」といいます。）が、当該新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該新株予約権修正日に、当該新株予約権修正日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である54.0円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。
⑦	募集又は割当て方法 (割当予定先)	Cantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
⑧	本新株予約権の 行使期間	2025年11月20日から2028年11月19日までの期間

⑨	譲渡制限及び 行使数量制限の内容	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。</p> <p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本修正型新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本修正型新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2025年11月19日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本修正型新株予約権の行使（以下「本修正型新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本修正型新株予約権制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本修正型新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本修正型新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本修正型新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本修正型新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
⑩	その他	<p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社による本修正型新株予約権の行使の停止及び停止解除</li> <li>・当社による本修正型新株予約権の買戻</li> <li>・当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること。なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定しております。</li> <li>・割当予定先への優先交渉権の付与</li> </ul>

(注) 調達資金の額は、本修正型新株予約権の発行価額の総額と、当初行使価額に基づき全ての本修正型新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本修正型新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本修正型新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 本固定型新株予約権の発行の概要

①	割当日	2025年11月19日
②	新株予約権の総数	16,930個（新株予約権1個につき100株）
③	発行価額	総額16,930円（新株予約権1個につき1円）
④	当該発行による潜在株式数	1,693,000株（本新株予約権1個につき100株）
⑤	調達資金の額	総額165,930,930円（差引手取概算額157,780,930円）（注）
⑥	行使価額	98円
⑦	募集又は割当て方法（割当予定先）	Cantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
⑧	本新株予約権の行使期間	2025年11月20日から2028年11月19日までの期間
⑨	その他	<p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社による本固定型新株予約権の行使の停止及び停止解除</li> <li>・当社による本固定型新株予約権の買戻</li> <li>・本固定型新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であり、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨</li> <li>・割当予定先への優先交渉権の付与</li> </ul>

（注）調達資金の額は、本固定型新株予約権の発行価額の総額と、全ての本固定型新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本固定型新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本固定型新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## II. 第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額の調整

### 1. 第23回新株予約権の行使価額の調整

銘柄	転換価額	
	調整前	調整後
アクセルマーク株式会社 第23回新株予約権	277.9円	264.2円

### 2. 第30回新株予約権の行使価額の調整

銘柄	行使価額	
	調整前	調整後
アクセルマーク株式会社 第30回新株予約権	117円	111.2円

### 3. 適用日

2025年11月20日以降

### 4. 調整事由

2025年10月30日付の取締役会において発行を決議した本新株予約権の払込金額が第23回新株予約権の発行要項第13項第(2)号②及び第30回新株予約権の発行要項第12項第(3)号②に定める時価を下回るため、第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額を調整するものであります。

(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の線上償還)

当社は、2021年4月28日に株式会社ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるウィズAIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合およびTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合（以下「本社債保有者」といいます。）を割当先として発行いたしました第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」といいます。）について、下記のとおり、残存する本社債の全部を線上償還いたしました。

本社債線上償還の内容

①	社債の銘柄	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
②	線上償還日	2025年10月31日
③	線上償還社債数	16個
④	線上償還金額	392,311,040円（各社債の額面100円につき金110円）
⑤	線上償還の理由	本社債の発行要項第16項第(4)号に基づく本社債保有者からの線上償還請求の事前通知を受領したため協議し、合意書を締結いたしました。
⑥	償還資金	手持資金

## 株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本							自己 株式	株主資本 合 計		
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資本準備金	そ の 他	資本剰余金合計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高	61,145	571,141	314,699	885,841	△490,989	△490,989	△25	455,972			
事業 年 度 中 の 変 動 額											
当 期 純 損 失					△755,253	△755,253			△755,253		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	566,203	566,203		566,203					1,132,406		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額											
事業年度中の変動額合計	566,203	566,203	－	566,203	△755,253	△755,253	－	377,152			
当 期 末 残 高	627,348	1,137,344	314,699	1,452,044	△1,246,242	△1,246,242	△25	833,124			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 値 証 券	評 価 ・ 換 算 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	2,954	2,954	8,185	467,112
事業 年 度 中 の 変 動 額				
当 期 純 損 失				△755,253
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				1,132,406
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額	385	385	△256	128
事業年度中の変動額合計	385	385	△256	377,281
当 期 末 残 高	3,340	3,340	7,929	844,393

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。また、当事業年度においても、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。このような状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

今後、当社は当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の対応策に取り組んでまいります。

#### (1) 利益確保の体制の強化

各取引について精査を行い、継続的に売上原価の低減を図り、利益率の向上に取り組んでまいります。また、随時販売費及び一般管理費の見直しを実施し、販売費及び一般管理費の削減を推進し、利益の確保に努めてまいります。

#### (2) 資金調達

当社は、「重要な後発事象に関する注記（第三者割当による第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権の発行並びに第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額の調整）」に記載のとおり、2025年11月19日付でCantor Fitzgerald Europeに対して第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行いたしました。今後、本新株予約権が行使された場合には、総額1,446百万円を調達できる見込みであります。

なお、調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出（第31回新株予約権（行使価額修正条項付）については、当初行使価額に基づき行使されたと仮定して算出）された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少いたします。

#### (3) 収益構造の改善

当社は、トレカ事業およびヘルスケア分野を基盤としたビューティー＆ウェルネス事業を新たな事業の柱として育成し、事業全体を高利益率の事業構造へ転換していくことを成長戦略としております。

トレカ事業においては、旗艦店の更なる事業拡大に加え、完全子会社化した株式会社craftyおよびスパイラルセンス株式会社とのシナジーを創出し、実店舗、EC、開発機能を一体化した体制を構築することで、事業基盤の強化を進めてまいります。

また、ビューティー＆ウェルネス事業においては、化粧品自社ブランドの立ち上げや、韓国のトレンドサブリメントを取り扱う事業会社への戦略的出資などを通じ、これまで推進してきた「病気を発見・治療」を主眼とするヘルスケア事業を基盤に、新たな成長分野である「ビューティー＆ウェルネス」分野の収益拡大を図ってまいります。

さらに、M&Aおよび資本業務提携を含めた戦略的な拡大を通じて、事業ポートフォリオの多角化と競争力の強化を進め、グループ全体として持続的な収益構造の改善と企業価値の向上を実現してまいります。

しかしながら、上記対応策は実施途上にあり、効果を十分に得ることができない可能性も想定されること、また、新株予約権の行使による資金調達は未確定であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券  
関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については下記のとおりであります。

建物：8～18年  
工具、器具及び備品：4～15年

②無形固定資産  
定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### (3) 棚卸資産の評価方法

商品及び製品

主として個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案しております。

### (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

広告事業

広告事業では、インターネット広告媒体（掲載メディア）をネットワーク化の上、広告主に当該ネットワーク内の広告枠を販売するアドネットワークサービス「ADroute」及び他社サービスを用いた広告運用等の代行サービス「トレーディングデスク」を提供しており、広告主との契約に基づいた広告運用、クリエイティブ制作（バナーや動画広告など）やデータ運用を行う履行義務を負っております。

履行義務は、主に広告が広告媒体に表示、もしくは配信された広告がクリックされた時点、制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、同時に収益を認識しております。

なお、財又はサービスの提供における広告運用等の代行サービスを伴わず当社の役割が代理人としての機能を果たす取引においては、広告主から受け取る対価の総額から広告出稿メディア等へ支払う額を差し引いた純額で売上高を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね4ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

トレーディングカード事業

トレーディングカード事業では、商品の販売を行っております。これらの事業における商品の販売は、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断していることから、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	155,964千円
関係会社株式評価損	148,310千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理を実施しております。なお、市場価格のない関係会社株式の一部については、超過収益力を反映した実質価額で取得しております。

##### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかの判断は、当該関係会社の事業計画を基礎としており、事業計画の主要な仮定は、売上高成長率や営業利益率等の予測となっております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、関係会社株式評価損の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度において、アクセルメディカ株式会社及びAscella Biosystems, Inc.について、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したため、それぞれ関係会社株式評価損を5,000千円、143,310千円計上しております。

### 5. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	95,000千円
--------	----------

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

55,231千円
----------

### 6. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	177千円
------------	-------

#### (2) 契約解約損

データ分析基盤サービスに関する契約の見直しを行った結果、契約解約損27,584千円を営業外費用として計上いたしました。

(3) 商品評価損及び貸倒引当金繰入額

協業先に対する未回収債権が発生したことを受け、リスク管理の厳格化に基づき保守的に検討した結果、当該債権の回収見込みが不確定であると判断し、貸倒引当金繰入額83,732千円を特別損失として計上いたしました。また、これに伴い、当該協業先に関連する商品の評価を見直した結果、商品評価損19,403千円を特別損失として計上いたしました。

(4) 関係会社株式評価損

当社関連会社であるAscella Biosystems, Inc.株式について、同社の事業環境及び業績等を勘案し、株式価値が取得時より減少したと判断し、2025年9月期の個別決算において、減損処理による関係会社株式評価損143,310千円を特別損失として計上いたしました。

また、当社連結子会社であるアクセルメディカ株式会社に対する貸付金について、回収可能性を慎重に検討した結果、2025年9月期の個別決算において貸倒引当金繰入額35,192千円を特別損失として計上し、併せて当社が保有する同社株式について、関連会社株式評価損5,000千円を特別損失として計上いたしました。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 33株

## 8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,280,560千円
貸倒引当金	34,735千円
投資有価証券評価損	12,608千円
関係会社株式評価損	79,616千円
減価償却超過額	33,510千円
未払事業税	5,356千円
その他	12,527千円
繰延税金資産小計	1,458,913千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,280,560千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△178,353千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,537千円
繰延税金負債合計	1,537千円
繰延税金負債の純額	1,537千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度において新株予約権の権利行使の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。また、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2025年10月1日から2026年9月30日までに解消が見込まれる一時差異については従来の33.58%から30.62%に、2026年10月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の33.58%から31.52%になっております。

この変更による当事業年度の計算書類への影響は軽微であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	アクセルメディア株式会社	所有直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注)	65,000	短期貸付金	65,000
				受取利息 (注)	172		
子会社	スパイアルセンス株式会社	所有直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注)	30,000	短期貸付金	30,000
				受取利息 (注)	5		

(注) 資金の貸付条件については、市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。なお、担保の提供は受けしておりません。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 42円91銭  
(2) 1株当たり当期純損失 49円07銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。